

令和元年台風第19号等による災害に関する決議

10月12日に上陸した台風第19号は、東日本を中心に記録的な大雨をもたらし、土砂災害や同時に多数の河川で堤防決壊等を引き起こすなど、広範囲に甚大な被害を発生させた。

その後も、東日本では10月24日から26日にかけて記録的な大雨となり、河川の氾濫、道路の冠水等の災害が発生し、更に被害が拡大しているところである。

これまでに経験したことがない災害が頻発し、多くの尊い人命が奪われるとともに、多数の負傷者が発生しており、住民の不安は増大する一方である。

また、家屋の倒壊、浸水などにより多くの被災者が避難生活を余儀なくされており、一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、早急な対策が求められている。

広域的に被害が発生した今回の事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

台風第19号では、13都県で大雨特別警報が発表された。大雨特別警報の基準は数十年に一度の降雨量が予想される場合等とされているが、その基準に達する大規模な台風や集中豪雨は毎年発生している。

9月9日にも台風第15号が関東地方を中心に、長期間にわたる停電や農林水産業等への被害を発生させ、住民生活等に重大な影響を及ぼしたところである。

このように、これまで異常気象とされていたものは常態化していると言っても過言ではない。

このため、今回のような大規模な台風等は、今後も頻発することが予想され、十分な対策を講ずる必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

1 人命救助活動の実施

未だ行方や安否の分からない方々の搜索、救助に引き続き全力を挙

げること。

2 被災者に対する支援

被災者へのきめ細やかな支援を行うため、物資の供給等による避難所の環境整備を図るとともに、ライフラインの復旧、住宅の確保などの支援を早急に講ずること。

3 令和元年度補正予算の編成

河川の氾濫、土砂災害の応急対策、復旧事業等を早期かつ着実に実施するため、国において令和元年度補正予算を速やかに編成すること。

4 治水・治山対策及びインフラ等の早期復旧の推進

河川の堤防が相次いで決壊したことの原因究明を行い、昨年の「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」の見直しを含め、堤防の強化対策やかさ上げ、土砂災害への対策を実施するなど、異常気象に対応した防災・減災対策を推進すること。

また、今回の台風により大きな被害を受けた河川、鉄道、道路、橋梁、学校教育施設等の早期復旧に対して十分な支援を講ずること。

5 農林水産業及び商工業に対する支援

被災した農林水産業及び商工業の事業者が、事業を継続、早期再開することができるよう、生産施設、設備の復旧に係る補助制度の拡大や資金調達に係る負担軽減などの支援を充実すること。

6 観光業に対する支援

被災地域における観光施設の早期復旧に向けた緊急かつ重点的な支援を講ずるとともに、風評被害を防止するため、地域の現状に関する正確な情報発信や、割引プランの創設など誘客のための取組に対して十分な支援を講ずること。

7 災害廃棄物処理の推進

膨大に発生している災害廃棄物の処理を推進するため、被災市町村等が実施する処理事業について補助率の嵩上げ、予算の確保及び早期の採択等を行うとともに、仮置き場や最終処分場の確保などの支援を講ずること。

以上、決議する。

令和元年11月6日

全国都道府県議会議長会